

アメリカ法における 裁判権法理の新たな展開

太田 幸夫

- I 序 論
- II ニカストロ事件
 - 1 事実関係の概要
 - 2 判旨（多数意見）
 - 3 補足意見
 - 4 反対意見
- III ブラウン事件
 - 1 事実関係の概要
 - 2 判旨
- IV 判例の潮流
- V 日本法との対比
 - 1 わが国の最高裁判例の推移
 - 2 学説及び民法改正
 - 3 国際裁判権に関する日・米法の対比
- VI 結 語

I 序 論

20世紀後半以降、交通や通信の手段が飛躍的に進歩し、国際的な取引に対する障壁が減少していった。それに伴い、国境を越える法的紛争が増加していった。国際的な紛争の解決手段としては仲裁などもあるが、最終的な決着を図るのに一国の司法的判断に依らざるを得ない場合が多い。その場合、訴えの提起先である裁判所が当該国際紛争に関して裁判権（国際裁判管轄権）を有するか否かはその裁判所の属する国の裁判権法理によって決められる。わが国においては、長らく明文のルールが設けられず、事案に応じた判例が存するに過ぎなかったが、最近、民事訴訟法の第一編第二章に新たに「第一節 日本の裁判所の管轄権」として三条の二から同条の一・二までが追加されるに至った*1。他方、日本の主要貿易相手国であるアメリカ合衆国においては、裁判権に関する判例

法（国際裁判権と州際裁判権に関するものを含む。以下、同様）が古くから形成されていたところ、2011年6月27日に至り、合衆国最高裁は国際裁判権に関し、2件の判決を言い渡した（後記Ⅱ及びⅢ参照）*2。いずれも訴えが提起された州裁判所の国際裁判権を否定する判例である。これらの判例が今後の裁判実務に及ぼす影響を予測するには、当該事案に即して内容を詳しく検討する必要がある。本稿は、この両判決の要点を抽出した上、合衆国最高裁判例の流れを上記2判決の理解に必要な限度で概観し、さらに日本法と対比して検討することとしたい。

Ⅱ ニカストロ事件

1 事実関係の概要

本件は、2001年にニュージャージー州で金属の剪断作業中負傷した労働者ロバート・ニカストロが原告となり、剪断機を製造した連合王国（UK）のメーカーであるジェイ・マッキンタイア・マシナリーを被告とし、ニュージャージー州裁判所に製造物責任を理由に損害賠償の訴えを提起した事案である。本件においては同州の裁判所に裁判権があるか否かが主として争われた。なお、問題の剪断機は、被告がアメリカ合衆国内において独占販売権を有するオハイオ州法人のマッキンタイア・マシナリー・アメリカ*3に卸し、同社が原告の使用者（ニュージャージー州法人）に販売したものであった。

* 1 平成23年法律第36号による。この改正規定は平成24年4月1日施行された。同法の解説書として、佐藤達文・小林康彦編・一問一答平成23年民事訴訟法等改正—国際裁判管轄法制の整備（2012）がある。

* 2 後記Ⅱのニカストロ事件及びⅢのブラウン事件の両判決は、浅香吉幹ほか（座談会）・合衆国最高裁判所2010-2011年開廷期重要判例概観 [2011-2] アメリカ法352頁以下で紹介された。ニカストロ事件の評釈として、浅香吉幹「J. McIntyre Machinery, Ltd. v. Nicastro, 564 U.S., 131 S. Ct. 2780 (2011) —州裁判所が人的管轄権を行使する際にデュー・プロセスが要求する最小限の接点」[2012-1] アメリカ法178頁以下、早川吉尚・山本志織「外国法人に対する人的裁判管轄権」樋口範雄ほか編・アメリカ法判例百選156頁以下（2012）がある。

* 3 マッキンタイア・マシナリー・アメリカも当初、被告とされたが、2001年中に破産し、本件の当事者から外れた。同社は、相被告であるイギリスのジェイ・マッキンタイア・マシナリーとは何ら資本関係等がない。

第一審 (Superior Court, Law Division, Bergen Conty) は、本件に関し、ニュージャージー州裁判所に裁判権がないことを理由に訴えを却下した*4。控訴審 (Superior Court, Appellate Division) は、反対に同州裁判所の裁判権を肯定し、原判決を取り消して事件を原審に差し戻す旨の判決を言い渡した*5。被告は同州最高裁に上告したが、上告を棄却された*6。被告は合衆国最高裁に上告受理 (certiorari) を申し立てた。

合衆国最高裁は、上告を受理して審理した上、2011年6月27日、下記のとおり、ニュージャージー州裁判所の国際裁判権を否定し、同州最高裁判決を破棄した*7。合衆国最高裁判決の多数意見は、ケネディ判事が執筆し、これにロバーツ長官、スカリア、トーマス両判事が加わった。ブライア判事は原判決破棄の結論に賛成し、多数意見とは異なる理由の意見を述べ、これにアリトー判事が加わった。ギンズバーグ判事は反対意見を述べ、これにソトマヨール、ケイガン両判事が加わった。このように、判決主文は6対3の評議により決せられたが、裁判官の過半数による法廷意見は形成されなかった。

2 判旨 (多数意見)

[ケネディ判事。ロバーツ長官、スカリア、トーマス両判事同調]

- ① デュー・プロセス条項*8は、適法な権力の行使によってのみ生命、自由又は財産を奪うことができるという個人の権利を保護している。〈中略〉この理は、司法過程を通じて紛争を解決する主権 (sovereign) の権限に関する

* 4 未登載。なお、控訴審判決 (後注5) の脚注1 (945 A. 2d 92, 99) によれば、控訴審による差戻しは2回 (2004年と2006年) あるとされる。本稿では1回目の差戻し後の経過のみを記述する。

* 5 Nicastro v. McIntyre Machinery America, Ltd., 945 A. 2d 92 (N.J. Super. Ct. App. Div. 2008).

* 6 Nicastro v. McIntyre Machinery America, Ltd., 987 A. 2d 575 (N.J. 2010). 5対2の評議結果による。

* 7 J. McIntyre Machinery, Ltd. v. Nicastro, 131 S. Ct. 2780 (2011). なお、判旨は重要部分の意識に留め、適宜、番号を付した (下記Ⅲのブラウン事件についても同じ)。

* 8 連邦憲法第5修正及び第14修正1項のいずれであるかは明示されていないが、本件では州裁判所の裁判権の存否が争われているので、当然後者を指すと解される。

場合と領域内にいる者の行動規則を定める主権の権限に関する場合とで異なる。〈中略〉一般論として、〈州の〉制定法も裁判所の判決も州外の者を拘束しない〔2786頁以下〕。

- ② 裁判所は、訴訟の追行がフェア・プレイ及び実質的正義という伝統的概念に反しないよう、被告が主権と十分な接触 (contacts) を有する場合に限って被告を判決に服させることができる。〈中略〉伝統的な実務から切り離して自由な形態で基本的公平 (fundamental fairness) という概念により権限のない判決を法的効力のあるものに変えることはできない。一般論として、主権が権限を行使するには、被告が法廷地である州内で活動する特権を意図的に利用し、法の恩恵と保護を援用する何らかの行為が必要である。〈中略〉本件のような製造物責任訴訟においては、被告の意図的な〈特権の〉利用 (availing) こそ管轄権 (jurisdiction) をフェア・プレイ及び実質的正義という伝統的概念に合致させるものである〔2787頁〕。
- ③ 人を州の権力に服させる方途はいくつかある。もちろん、明示の同意が一つである。〈中略〉訴訟が訴状の送達により開始された際に州内にいることもその一例である。〈中略〉市民権 (citizenship)、住居 (domicile) —又はその類推により法人の設立若しくは主たる営業の場所—も州の権力に一般的に服することを示すものである。〈中略〉これらの例はいずれも法廷地である州の法により利益を受け、それに従う意図を推測させる状況ないし一連の行動を示している。〈中略〉これらの例は州裁判所の一般的管轄権 (general jurisdiction) の行使を認め、州が州内で発生した問題と州外の活動及び出来事に基づく問題の双方を解決することを許容するものである。〈中略〉反対に、主として州外で居住又は仕事する者は、原則として〈他州の〉裁判所の判決に従われないとのデュー・プロセス上の権利を有する〔2787頁〕。
- ④ 被告が法廷地の州で活動する特権を意図的に利用し、かくてその法の恩恵と保護を援用する場合、〈中略〉被告は、その州における被告の活動に関連して司法権が行使される限り、通常、無関係な主権の司法権に服することになる。言い換えれば、主権との接触及びそれに向けられた活動を通じての従属こそ被告による法廷地との接触から生じ、又はそれに関連する訴訟において特別管轄権 (specific jurisdiction) を正当とさせるものである〔2787頁以下〕。

- ⑤ この種の訴訟においては、被告の活動が主権に従う意図を表しているかどうかが主要な論点である。言い換えれば、被告は、法廷地の州で活動する特権を意図的に利用し、かくてその法の恩恵と保護を援用していなければならない。〈中略〉被告が商品を発送したことにより司法権の行使が許容されるのは、被告が法廷地を目標としたと言える場合に限られる。一般論として、被告において当該商品が法廷地に到達するであろうことを予見できたかも知れないというだけでは不十分である。〈中略〉州裁判所に被告を判決に従わせる権能を与えるのは被告の予見ではなく、その活動である〔2788頁以下〕。
- ⑥ 以上のことには二つの原理が含まれている。第1に、人的管轄権（personal jurisdiction）については、裁判所毎又は主権毎の検討を要する。問題は、被告がある主権の管轄区域内に存在する社会又は経済に向けられた一連の行動に従事したかにあり、そのことにより主権は当該行動に関して被告を判決に服させる権能を有するのである。人的管轄権〈の法理〉が司法権を制約するのは、主権の問題としてではなく、個人の自由の問題としてである。何となれば、デュー・プロセスは、適法な権力にのみ服するという個人の権利を保護しているからである。判決が合法であるかどうかは主権がそれを下す権限を有するか否かに懸かっている〔2789頁〕。
- ⑦ 第2の原理は第1の原理の系である。合衆国も別個の主権である故、被告が原則的に合衆国の裁判所の管轄に服し、特定の州の裁判所の管轄に服さないということもあり得る〔2789頁〕。
- ⑧ 被上告人は〈上告人・英国法人〉ジェイ・マッキンタイアが意図的にニュージャージー州に向けて活動したことを証明しなかった。被上告人の管轄権に関する主張は次の3点に絞られる。卸売り業者がジェイ・マッキンタイアの機械を合衆国内で販売することに合意したこと、ジェイ・マッキンタイアの役員がニュージャージー州ではない幾つかの州での見本市に参加したこと、そして4台までの機械がニュージャージー州に到達したことである。英国の製造業者はニュージャージー州に事務所を有しておらず、同州で納税せず、財産を保有していない。そして同州で宣伝したり、社員を送り込んだりしていない。実のところ、事実審はディスカヴァリーを経て、ニュージャージー州に到達した本件機械を除き、被告〈上告人〉が同州とは何の接触もないことを認定した。これらの事実は合衆国市場に供給するとの〈上告

人の)意図を明らかにするとしても、ニュージャージー州市場を意図的に利用したことを示すものではない〔2790頁〕。

- ⑨ 「通商の流れ」(stream of commerce) というメタフォアはデュー・プロセス条項の要請や同条項が保証する司法権の限界に取って代わることができない。ニュージャージー州最高裁は、その結論を正当化するために、「州が州民を欠陥製造物から守るという強い利益」を含む「重要な政策的理由」を引き合いに出した。この利益は疑いなく強いが、憲法は便宜の名の下に自由を放棄することを抑制しているのである〔2791頁〕。
- ⑩ デュー・プロセス条項は、合法的な権威にのみ服するという上告人の権利を保護している。上告人はニュージャージー州で法の保護を援用し、あるいは利益を得る意図を表す何らの活動にも従事していなかった。ニュージャージー州は、ジェイ・マッキンタイアの権利と義務を裁く権限を有せず、その裁判権の行使はデュー・プロセスを侵害するおそれがある。これと異なるニュージャージー州最高裁判所の判決を破棄する〔2791頁〕。

3 補足意見

〔ブライア判事。アリトー判事同調〕

- ① ニュージャージー州最高裁は、ますます急速に展開する世界経済のグローバル化が貿易の障壁としての国境を除去したとする見解に基づき、人的管轄権の範囲について広い解釈を採用した。通商と通信において私達の判例が予期していなかったような多くの新しい変化が起こったことは疑いがない。しかしながら、本件はこのような問題点を提起していない。従って、現代の影響を十分に考慮することなく広い適用可能性のあるルールを宣言することは賢明でないと考える〔2791頁〕。
- ② 私は、本件の結論は私達の判例により決めることができると考える。ニュージャージー州の裁判所が認定した事実に基づけば、被上告人口バート・ニカストロは、英国で廃金属処理機械を製造し、これを合衆国の独立した卸売り業者を通じて販売する上告人ジェイ・マッキンタイアに対して裁判権を行使することが合憲であることについて証明を尽くしていない〔2791頁〕。
- ③ 多数意見は、被告が〈州の〉主権に服することを意図せず、当該法廷地を

目標としていたと言えない場合には裁判権を制限するとの厳格なルールを述べるようである。しかし、ある会社がウェブサイトを通じて製品を販売することにより世界を目標とした場合、この基準はどのように解されるであろうか。製品を直接出荷することなく、これを受け取って注文に応じる中間業者（例えば、アマゾン・ドット・コム）に委託するとどうであろうか。会社が製品をポップアップ広告で宣伝し、法廷地で目にされることを知っている場合はどうであろうか。これらの問題は、重大な商業上の結果を伴うが、本件では全く存在しない問題である〔2793頁〕。

- ④ 私は、多数意見の厳格に見える裁判権否定ルールには賛成しないが、ニュージャージー州最高裁が採用し、被上告人とその法廷助言者ら（*amici*）が主張する絶対的なアプローチに説得されるものでもない。これらの見解によれば、製造者は製品が50州のどこかで売られることになる全国の流通システムを通じて供給されることを知っているか、又は合理的に知り得た場合、製造物責任訴訟の裁判権に服することになる。本件の事実関係において私は〈この考えに〉賛成できない〔2793頁〕。

4 反対意見

〔ギンズバーグ判事。ソトマヨール、ケイガン各判事同調〕

- ① 外国の実業家は製造する機械について合衆国内の市場を開拓しようと試みる。合衆国の購買者に売って相当な収入を得ようとする。合衆国のどの場所に買い手が住もうが製造業者には関係がない。その目的は単に可能な限り、どこであろうと多く売ることにある。製品が届く市場から一部の地域や州を除外することはない。しかし、彼らはあらゆることを考慮し、合衆国で製造物責任訴訟を避けようとする。その目的で米国本土へ出荷するため合衆国の卸売り業者と契約する。製造物が売られて地方のユーザーに障害を及ぼし、あるいは死亡させた場合、当該州で人的管轄権を免れるのに成功したことがあるだろうか。当裁判所の草分け的判例インターナショナル・シュー事件^{*9}やそれに続く判決の下では誰も答えは明らかにノーと思うであろう。しかし、当裁判所の6名の判事は、〈4名と2名に〉分裂した意見により製造業

*9 インターナショナル・シュー事件（1945）につき、後記Ⅳ〔5〕参照。

者が州裁判所の裁判権を免れるとした。多分、製造物が大量に販売された州を除外する趣旨であろう。昨日までは考えられなかったことであるが、分裂した多数意見は今日、「製造業者がユーザーに障害を及ぼした地の裁判所に呼び出されるのを防ぐには独立した卸売り業者に売らせ、ピラト風に手を洗う^{*10}ことで良かった現代ロングアーム法^{*11}前の時代に時計の針を戻す^{*12}ものである〔2794頁以下〕。

- ② 当該機械は〈被上告人〉ニカストロのいるニュージャージー州の作業場に無作為又は偶然にではなく、〈上告人〉英国マッキンタイアーが意図的に準備した取引先と供給システムの帰結として到達したのである。裁判権の分配についてどのような分別ある見解の下に〈被上告人〉ニカストロが合衆国内で負傷した場所を合衆国（これを構成する全州から成る）を市場として開拓することを目指した外国の製造業者に対する製造物責任訴訟の域外と見なすことができるのであろうか〔2797頁〕。
- ③ 現代の裁判権法理において同意（consent）の機能に関する学問的論議の状況がどうであろうと、同意が決定的概念であるとする多数意見の考え方は当裁判所の主要な判例により支持できない。それとは全く反対に、当裁判所は、当該紛争（controversy）との接触が十分であれば管轄権を及ぼすことができる^{と説明してきたし、同意の擬制を用いることは不必要かつ無用であると繰り返し述べてきた^{*13}〔2799頁〕。}
- ④ インターナショナル・シュー事件により導かれた裁判権に関する現代的アプローチは、道理（reason）と公正（fairness）に重点を置いている。本件のような取引形態を前提とすれば、国際的な売りにその製造物が障害を起こした場所で防御させることが公正かつ合理的ではないのだろうか。〈中略〉産業用機械について合衆国のいかなる場所、あらゆる場所で市場を開拓する

*10 ピラト総督が手を洗って罪のないことを示そうとした故事（マタイによる福音書27章24節）に由来する。

*11 ロングアーム法とは、非居住者に裁判権を及ぼす制定法をいう。See BLACK'S LAW DICTIONARY 1027 (9th ed. 2009).

*12 Weinsraub, *A Map Out of Jurisdiction labyrinth*, 28 U.C. DAVIS L. REV. 531, 555 (1995) を引用する。

*13 マッギー事件（1957）（後記Ⅳ〔7〕参照）及びバーガーキング事件（1985）（後記Ⅳ〔17〕参照）を引用する。

努力をした結果起こしたとして〈上告人〉英国マッキンタイアーにニュージャージー州で防御させるのが不当であるというのはどのような道徳と合理性の尺度によるのであろうか。〈上告人〉英国マッキンタイアーにニュージャージー州で防御させる負担は、国際的取引をするための合理的な費用であるし、マッキンタイアー製品をニュージャージー州サドル・ブルックで使用して障害を負ったことによる補償を得るのに英国のノッティンガムに赴く〈被上告人〉ニカストロの負担に比べて公正なものではないか〔2800頁以下〕。

- ⑤ 本判決は合衆国の原告らを世界の他の地で同様な状況にある申立人らに比べて不利益な地位に置くことになる。特に、連合王国が所属するEUではニュージャージー州〈裁判所〉が行使しようとした裁判権は例外的なものではない。裁判権、判決の承認及び執行に関する欧州規則は、不法行為案件について有害な事象が発生した地の裁判所に特別裁判権を定めている〔2803頁〕。
- ⑥ 上述の理由により私は〈上告人〉英国マッキンタイアーが剪断機を使用した仕事場があるニュージャージー州で〈裁判を受ける〉義務を負うと考えた。私は、本判決に反対であるが、多数意見はインターナショナル・シュー事件の基本を成すフェア・プレイ及び実質的正義の概念から遠く離れるものであり、多数意見が法廷意見でないことに安堵している〔2804頁〕^{*14}。

Ⅲ ブラウン事件

1 事実関係の概要

2004年にパリからドゴール空港に向かっていたバスがタイヤの破裂により横転し、乗っていたノースキャロライナ州の2少年が死亡した。本件は、被害者2名の遺産管理人である両親が原告となり、当該タイヤを製造したトルコ法人(グッドイヤー・トルコ)、同種のタイヤを製造するルクセンブルグ法人(グッドイヤー・ルクセンブルグ)とフランス法人(グッドイヤー・フランス)及びオハイオ州法人である親会社(グッドイヤー・アメリカ)らを被告とし、ノースキャロライナ州裁判所に製造物責任を理由に損害賠償の訴えを提起した事案

*14 なお、ギンズバーク少数意見は末尾に附録として米国の裁判所に非居住者に対する裁判権を認めた下級審判例12件を列記している。その内5件が日本の製造業者を被告とするものであることは注目される。

である。本件においては、グッドイヤー・アメリカ以外の被告らが同州裁判所の裁判権を争った。

第一審 (Superior Court, Onslow County) は、本件についてノースキャロライナ州裁判所に裁判権がないことを理由とする外国法人3社の妨訴抗弁を却下する決定を下した^{*15}。抗告審 (Court of Appeals) は、被告らの抗告を棄却した^{*16}。被告らの州最高裁への裁量抗告は却下されたが^{*17}、合衆国最高裁への抗告受理申立ては容れられ、その結果、合衆国最高裁は、2011年6月27日、下記のとおり、ノースキャロライナ州裁判所に裁判権がないことを理由に州抗告審の決定を破棄した^{*18}。合衆国最高裁決定は、裁判官全員一致の評議によるもので、ギンズバーグ判事が執筆した。

2 判旨

- ① 本件は、海外で設立され、操業する会社に対する州裁判所の裁判権に関連する事案である。特に次の事項が主たる争点である。すなわち、合衆国法人である親会社の外国における子会社が州裁判所で法廷地州での活動に関連しない請求について訴訟に応じなければならないか。〈中略〉州裁判所による裁判権の行使は被告を州の強制的な権力に晒すものであり、従って〈連邦憲法〉第14修正への適合性が審査されることになる〔2850頁〕。
- ② 裁判所が外国 (姉妹州を含む) の法人に対するいかなる訴訟についても一般的管轄権を行使できるのは、法人の当該州との関係が「継続的かつ組織的」であって法廷地の州を基本的に本拠地としていると見なし得る場合である。他方、特別管轄権は、法廷地と基本的な紛争 (controversy)、特に当該州で起こり、それ故に州の規制に従う活動又は出来事との間の関係に係っている。〈中略〉一般的管轄権に対し、特別管轄権は裁判権を発生させる当該紛争から生じ、又はそれに関係付けられた争点 (issues) の審理に限定されるものである〔2851頁〕。
- ③ バス事故がフランスで発生し、事故の原因となったとされるタイヤが海外

*15 Brown v. Meter, 2008 WL 8187601 (N.C. Super.).

*16 Brown v. Meter, 681 S.E. 2d. 382 (N.C. App. 2009).

*17 Brown v. Meter, 695 S.E. 2d. 756 (N.C. 2010).

*18 Goodyear Dunlop Tires Operations, S.A. v. Brown, 131 S. Ct. 2846 (2011).

で製造・販売されたという本件の事実関係によれば、ノースキャロライナ州裁判所は本件紛争を審理する特別管轄権を有しない。〈中略〉ノースキャロライナ州控裁は、グッドイヤー〈・アメリカ〉の外国子会社が製造した幾つかのタイヤが「通商の流れ」によりノースキャロライナ州に到達したことを強調し、その関係こそ外国法人に一般的管轄権を行使するのに必要なハンドルをノースキャロライナ州裁判所に与えるものと考えた。私共は、法廷地と外国法人との間のかように限られた関係は一般的管轄権行使の基礎として不十分であると考え。かような関係は、ノースキャロライナ州裁判所に外国法人の当該州との接触とは関連しない請求を審理する権限に必要な「継続的かつ組織的」な関係をもたらすものではない〔2851頁〕。

- ④ 〈連邦憲法〉第14修正のデュープロセス条項は、州裁判所が被告に権限を及ぼす限界を画している。インターナショナル・シュー事件は、権威ある判例であり、その中で私共は、訴訟の追行が「フェア・プレー及び実質的正義という伝統的概念」に反しないよう、被告が当該州と「何らかの最小限の接触」を有すれば、州は州外の被告に対する人的管轄権を行使する権限を与えることが許されると論じた〔2853頁〕。
- ⑤ 個人に対して一般的管轄権を行使できる典型的な法廷地は住所であり、法人にとってのそれは同等の場所、すなわち法人が実際に本拠（home）とみなすことができる場所である〔2853頁以下〕。
- ⑥ ノースキャロライナ州のロングアーム法は、「州内の人又は財産に対する損害が被告の〈州〉域外での行為又は不作為により発生したとする訴訟について、損害発生時又はそのころ州内で被告の製造物が通商の通常過程で使用又は消費されていた場合」にノースキャロライナ州裁判所が人的管轄権を行使することを許容している^{*19}。同州ロングアーム法のこの条項は、ノースキャロライナ州控裁も認めるとおり、本件に適用されない。何となれば、損害を発生させたとされる行為（欠陥ありとされるタイヤの製造）とその結果（事故）とも法廷地外で起きたからである。
- ⑦ 製造業者の製品が法廷地に流入したことは、私共が説明してきたように、特別管轄権に必要な関係（affiliation）を強めるものである。しかし、特別

*19 N.C. Gen. Stat. Ann. § 1-75.4 (4) (b).

管轄権の行使を強めるのに役立つ結び付きがあっても、それは法廷地が被告に対して一般的管轄権を行使するという判断の根拠となるものではない。

〈中略〉法人に州内におけるある種の継続的な活動が見られても、当該法人がその活動に無関係な訴訟に応ずるべきであるとの要求の根拠にはならない〔2855頁以下〕。^{*20}

IV 判例の潮流

判例法主義を採るアメリカ合衆国の判例はほとんど例外なく、同種あるいは類似事案の判例を踏まえて下される。判決が多数意見と少数意見に分かれるような場合、判例の解釈、特にその射程距離について議論が分かれることが多い。本稿で検討する前記Ⅱ及びⅢの合衆国最高裁判例においても同様であり、裁判権に関する合衆国最高裁判例の検討が欠かせない。そこで前記Ⅱ及びⅢの両判決で引用されたものを中心に裁判権に関連する合衆国最高裁判例の潮流を概観することとする（但し、前記Ⅱ及びⅢの両判決を理解するために必要な限度で参考として検討するに止める）。

〔1〕ペノイヤー事件 (1877)^{*21}

（事実関係）^{*22}弁護士ミッチェル（前訴原告）は、1865年11月3日、ネフ（前訴被告・本訴原告）に対し、弁護士報酬253ドル余の支払いを求めてオレゴン州マルトゥノマー郡裁判所に提訴した。その当時、ネフはマルトゥノマー郡に不

*20 判旨は、以上のほか、米国法人と外国子会社との関係について国際裁判権を決める目的で法人格否認論（question of piercing the corporate veil）を検討すべきであるとの相手方（一審原告）らの主張は、裁量上訴の範囲から排除されたと述べる（2857頁）。

*21 Pennoyer v. Neff, 95 U.S. (5 Otto) 714 (1877). 本判決について、小林秀之・アメリカ民事訴訟法20頁以下（1985）参照。本判決の評釈として、坂本正光「Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714, 24 L. Ed. 565 (1877) 州裁判管轄権の基本原則」藤倉皓一郎ほか編・英米判例百選第3版160頁以下（1996）、的場朝子「州裁判管轄権の基本原則」樋口範雄ほか編・アメリカ法判例百選152頁以下（2012）がある。

*22 事実関係の一部は、GEOFFREY C. HAZARD, JR. et al., PLEADING AND PROCEDURE 160 (10th ed. 2009) による。

動産を所有していたが、同州内に居住していなかったため、ミッチェルは通常の送達手続によることができず、同州法に基づき、裁判所の許可を得て地方の週刊紙上で6週間、訴えの係属を連続して公示した。ネフが弁論期日に欠席したため、1866年2月19日、ミッチェルは勝訴判決を得た。ミッチェルは、同年8月7日、公売によりネフ所有不動産を取得し、3日後、ペノイヤー(本訴被告)に権利放棄型捺印証書(quitclaim deed)により同不動産を売却した。ネフは、1874年9月10日、ペノイヤーに対し、上記不動産の所有権回復を求めて連邦オレゴン地区巡回裁判所に提訴した。同裁判所は上記公示手続に瑕疵があったとの理由によりネフの請求を認容した。敗訴したペノイヤーは合衆国最高裁に誤審令状(writ of error)に基づく審査を求めた。合衆国最高裁は、以下の判旨により、ペノイヤーの申立てを棄却する判決(フィールド判事執筆。ハント判事の反対意見がある)を下した。

(判旨) 連邦憲法の第14修正により裁判所が裁判権を有しない者を当事者として権利義務を判定するのはデュー・プロセスに反することになる。訴訟が被告の人的責任を決するものである場合、被告に州内で正式に送達するか、任意での出頭を要する。

(説明) 連邦憲法の第14修正は、1868年に制定されたが、本判決はいち早く裁判権の問題を第14修正に関わるものとし、裁判権を有しない裁判所の判決を無効であると宣言した。本判決は、この法理はいわゆる対人訴訟(action *in personam*)に適用され、対物訴訟(action *in rem*)には及ばないとする。

[2] アーント事件 (1890)^{*23}

(事実関係) 前訴原告プリントはネブラスカ州内にある不動産の所有権をめぐる、州外の前訴被告ハーリーに対する確認の訴えを同州の裁判所に提起した。同事件の訴状は同州法に基づき、公示送達され、前訴原告は勝訴判決を得た。後訴は前訴の当事者の承継人間で同不動産の明渡しをめぐる合衆国の巡回裁判所(当時)に提起された訴訟であり、前訴において訴状が公示送達されたに止まることから前訴判決が無効かどうか争われた。巡回裁判所判事の意見が

*23 Arndt v Griggs, 134 U.S. 316 (1890). 本判決について、小林・前掲書(注21) 21頁以下参照。

分かれ、事件が合衆国最高裁に送られた^{*24}。合衆国最高裁は、以下の判旨により、前訴訴状の公示送達を適法とし、事件を原審に差し戻す判決（ブルー判事執筆）を下した。

（判旨）ペノイヤー事件判決は、公示送達による裁判の効力を詳細に検討したが、かような送達でも、訴訟が州内の不動産に関し、処理するものであれば十分であり、〈中略〉実質的に対物（*in rem*）裁判手続に役立つものであるとした。〈中略〉各州が訴状を公示送達された州外の被告に対する州内不動産の権利に関する訴訟を規定する権原を有することは多くの当裁判所判例が示したとおりである。

（説明）本件は、〔1〕のペノイヤー事件と同様、州外の被告に対する公示送達による訴状の送達が当該訴訟における判決の無効をもたらさないか否かが争われたが、結論を異にした。その理由は、本件は本来の対物訴訟ではないが、ペノイヤー判決が傍論で述べた対物訴訟に準ずるものとされたためである。真正対物訴訟と異なり、ある財産をめぐる当事者間のみで権利が争われる訴訟はI型準対物訴訟（*type one quasi in rem action*）と呼ばれ^{*25}、本件はこれに該当する。

〔3〕ハリス事件（1905）^{*26}

（事実関係）ノースキャロライナ州民である前诉被告・後诉被告ハリスは、同じくノースキャロライナ州民である後訴原告ボークに180ドルの負債があった。他方、ボークはメアリランド州民である前訴原告エプスタインに344ドルの負債があった。ハリスがたまたまメアリランド州ボルティモア市に旅行して滞在中、エプスタインはボークのハリスに対する上記債権180ドルを仮差押えし、メアリランド州裁判所に請求訴訟を提起した。ハリスはエプスタインの主張を認め、請求認容判決が下されたため、エプスタインの代理人に請求額を支

*24 当時の法律では合衆国巡回裁判所の判事の意見が分かれた場合、合衆国最高裁に判断を求めることができるとされていた。その規定は現在でも合衆国法典第28編1254条(2)に引き継がれ、同最高裁規則19条が手続の細目を定めている。浅香吉幹・アメリカ民事手続法第2版167頁以下（2012）参照。

*25 See, e.g., GEOFFREY C. HAZARD, JR. et al., *supra* note 22, at 169.

*26 Harris v. Balk, 198 U.S. 215 (1905). 本判決について、小林・前掲書（注21）22頁以下参照。

払った。その後、ボークはハリスに対し上記債権180ドルの支払いを求める訴えをノースカロライナ州裁判所に提起した。ハリスは、メアリランド州裁判所の判決に従って請求額を弁済した旨抗弁した。ニュージャージー州裁判所は、メアリランド州裁判所の判決について、ハリスのボルティモア市滞在は臨時のものであり、被差押え債権の所在地 (*situs*) はニュージャージー州であるから管轄権を欠いた無効なものであるとし、ボークの請求を認めた。ハリスは、合衆国最高裁に誤審令状に基づく審査を求めた。合衆国最高裁は、以下の判旨により、ハリスの主張を認め、原判決を破棄する判決（ペッカム判事執筆。ハーラン、デイ両判事の反対意見がある）を下した。

（判旨）債務を弁済する義務は債務者が何処に行こうが債務者に付随し、付いて行くものである。〈中略〉債務者がたまたま他州に滞在しただけであるというのは抗弁とはならない。〈中略〉ハリスに180ドルの支払いを命じたメアリランド州裁判所の判決は有効である。

（説明）合衆国憲法4編1節1文は各州が他州の司法手続に十分な信頼と信用 (*full faith and credit*) を与えなければならない旨定めている。本判決は、この憲法上の規定により、他州で差押え債権の履行を求める訴状の交付送達を受けた第三債務者に対する判決が自州でも有効であることを示した一事例である。本件は、Ⅱ型準対物訴訟 (*type two quasi in rem action*) の事例と分類される^{*27}。

〔4〕ミリケン事件 (1940)^{*28}

（事実関係）前訴原告・後诉被告ミリケンはワイオウミング州民である前诉被告・後訴原告マイヤーに対しコロラド州の資産から生ずる利益の分配を求める訴えをワイオウミング州裁判所に提起した（前訴）。マイヤーはその当時、コロラド州に滞在していたので、ワイオウミング州裁判所は、同州法に基づき公示送達のほか、訴状の写しをコロラド州にいたマイヤーに交付送達した。マイヤーはワイオウミング州裁判所に出頭せず、前訴で敗訴判決を受けた。その後、マイヤーは前訴判決は裁判管轄権がなく下された無効なものであると主張

*27 GEOFFREY C. HAZARD, JR. et al., *supra* note 22, at 175.

*28 *Milliken v. Meyer*, 311 U.S. 457 (1940).

し、コロラド州裁判所にワイオウミング州裁判所判決に基づく強制執行の差止め等を求める訴えを提起した（後訴）。コロラド州裁判所は、ワイオウミング州裁判所が前訴につき裁判管轄権を有していたとして後訴を却下した。マイアーが同州最高裁に上告したところ、同州最高裁は管轄権の問題に触れず、後訴の第一審判決には理由齟齬があるとしてこれを破棄した。そこでミリケン合衆国最高裁に裁量上訴を申し立てて認められ、その結果、合衆国最高裁は、以下の判旨により、ミリケンの主張を認め、原判決を破棄する判決（ダグラス判事執筆）を下した。

（判旨）判決が外見上、一般的管轄権を有すると見られる場合、反対の外形的証拠がない限り、裁判権の存在が推定される。その場合、連邦憲法の十分な信頼と信用条項により、判決理由の当否を審査することは許されない。〈中略〉州に住所（domicile）があることは、その者が不在であっても適当な代替的送達方法により裁判のために当該州の裁判権を及ぼす根拠として十分である。

（説明）本件においても前訴における送達方法の適否が問題となった。〔1〕のペノイヤー事件では州外にいる被告に対する人的訴訟の公示送達は判決の無効をもたらすとされ、他方、本件は前訴判決の無効を否定したが、本件では公示送達の外、訴状写しの州外交付送達が行われた点で両者は異なる。

〔5〕 インターナショナル・シュー事件 (1945) *29

（事実関係）デラウェア州法人であり、ミズーリ州セントルイスに本拠を置く原告インターナショナル・シュー社は、被告ワシントン州で十数名のセールスマンを歩合制により雇用し、靴の製造と販売に当たらせていた。被告は原告に対し、同州法に基づき、労働者の雇用に伴う失業保険金の支払いを命じ、その命令を同州内のセールスマンに交付したほか、セントルイス店宛に書留郵便

*29 International Shoe Co. v. Washington, 326 U.S. 310 (1945). 本判決について、小林・前掲書（注21）27頁以下参照。本判決の評釈として、沢木敬郎「判決の他州における効力」英米判例百選146頁以下（1964）、山本敬三「州の裁判管轄権」英米判例百選Ⅰ公法94頁以下（1978）、坂本正光「International Shoe Co. v. Washington 326 U.S. 310, 66 S. Ct. 154, 90 L. Ed. 95, 161 A.L.R. 1057 (1945) 人的裁判管轄権の拡張」藤倉皓一郎ほか編・英米判例百選第3版162頁以下（1996）、高杉直「人的裁判権の拡張」樋口範雄ほか編・アメリカ法判例百選154頁以下（2012）がある。

で送達した。原告は、この命令に対し、被告に命令権限がないとしつつ、限定的出廷 (special appearance) をし、送達方法が不適法であること、原告は被告州の法人でなく、同州内で営業をしておらず、州法で定めるような雇用をしていないことを理由に審査請求したが、棄却された。原告は、ワシントン州の第一審裁判所に抗告訴訟を提起したが棄却され、同州最高裁への上告も棄却された。原告は、合衆国最高裁に上告し、被告の命令は憲法第14修正のデュー・プロセス条項に違反すると主張した。合衆国最高裁は、以下の判旨により、原告の上告を棄却する判決(ストーン長官執筆。ブラック判事による意見がある)を下した。

(判旨) デュー・プロセスは、被告を対人訴訟の判決に従わせるには、その被告が裁判所の管轄区域内にいない場合、当該訴訟の追行がフェア・プレイ及び実質的正義という伝統的概念に反しないように被告がそれと何らかの最小限の接触を有することのみを要求している。〈中略〉上告人は、ワシントン州における自己のセールスマンの活動から生ずる義務に関する訴訟に従うべく行動したのであるから、同州は上告人が州内でセールスマンを雇用する特権を行使することに基づく税を徴収するために対人訴訟を追行することができる。

(説明) 本判決は、州裁判所の他州の者(法人を含む)に対する裁判権の行使をデュー・プロセス条項上合憲とするためには被告と法廷地の州との間に最小限の接触のあることが必要であるとしたリーディング・ケースであり、その後の最高裁判例に大きな影響を与えたものである。本判決の提示した基準には不明確な部分があり、ブラック判事の意見はその点から法廷意見の理由付けに異見を述べる。

なお、インターナショナル・シュー社は、本件訴訟の「被告」ではなく、抗告訴訟の原告であることから、裁判権に関する本判決の表現に若干、違和感があり得るかも知れない。しかし、同社は、ワシントン州の命令権限を争い、審査請求において限定的出頭をしたのであり、抗告訴訟等もその延長線上と考えられると理解できないではない。

〔6〕パーキンス事件 (1952) *³⁰

(事実関係) 原告パーキンスはフィリピン法人である被告ベングウェット統合鉱山会社に対し、株式配当等を求める訴えをオハイオ州裁判所に提起した。

被告はフィリピンで金銀鉱山を経営していたが、第二次大戦中、日本軍が同国を占領したため、代表者が故郷のオハイオ州で事務をとっていた。訴状は代表者に送達された。しかし、同州の第一審裁判所は本件について裁判権がないとして原告の訴えを却下し、控訴審及び同州最高裁も第一審の判断を支持した。原告が合衆国最高裁に裁量上訴したところ容れられ、合衆国最高裁は、以下の判旨により、原判決を破棄し、事件を同州最高裁に差し戻す判決（パートン判事執筆。ブラック判事は結論のみ同調。ミントン判事による反対意見があり、これにヴィンスン長官が同調）を下した。

（判旨）〈被告の〉代表者は、オハイオ州で継続的かつ組織的に会社の戦時下で限られていた活動の監督を実行していた。〈中略〉上述した状況の下でオハイオ州が本件訴訟において会社に対し裁判権を認めるも否定するも、連邦のデュー・プロセス条項には反しない。

（説明）本判決は、〔5〕のインターナショナル・シユー事件判決のデュー・プロセス理論を州外活動にも拡張した事例と理解されているようである。しかし、上記のとおり、判旨は、裁判権につき肯定と否定、いずれの結論であってもデュー・プロセスの問題ではないとしている。本件の破棄差戻しの結論を導いたのは、オハイオ州最高裁判決の執筆者が結論の根拠を連邦のデュー・プロセス条項違反の点に求めたのに対し、判決に付随する判決要旨（syllabus）^{*31}では同州法の適用の結果とされ、原審での再審理が必要とされたことにあった。本判決の反対意見は、法廷意見が同州最高裁の判断を相当としながら、反対の結論を出しても良いとする不当な勧告的意見であるというものである。その点で本判決の先例的価値は高くはないと思われる。

〔7〕 マッギー事件 (1957)^{*32}

（事実関係）キャリフォルニア州民のフランクリンはアリゾナ州法人であ

*30 Perkins v. Benguet Consolidated Mining Co., 342 U.S. 437 (1952). 本判決について、小林・前掲書（注21）31頁参照。

*31 本判決は、オハイオ州最高裁判決に付随する判決要旨について、判決に賛成した判事全員による承認の下に作成され、公式意見としての効力を有すると解している（442頁）。

*32 McGee v. Int'l Life Insurance Co., 355 U.S. 220 (1957). 本判決について、小林・前掲書（注21）29頁参照。

る保険会社との間で母の原告マッギーを受取人とする生命保険契約を締結した。その後、テキサス州法人である被告インターナショナル生命保険会社が保険者の地位を引き受けた。フランクリンが死亡した後、原告は被告に保険金の支払いを求めたが、被告はフランクリンの死因は自殺であるとして保険金の支払いを拒否した。原告は、カリフォルニア州の裁判所に保険金請求の訴えを提起し、訴状が書留郵便でテキサス州にある被告の本社に送られた。原告は勝訴判決を受けたが、保険金の支払いをなおも受けられなかったため、テキサス州の裁判所に執行判決を求めた。同州の裁判所は、カリフォルニア州の裁判所による州外の被告に対する送達は連邦憲法のデュー・プロセス条項に反するから同州の判決は無効であるとし、控訴審も第一審判決を是認した。原告が合衆国最高裁に裁量上訴したところ容れられ、合衆国最高裁は、以下の判旨により、原判決を破棄し、事件を同州の控訴審に差し戻す判決（ブラック判事執筆）を下した。

（判旨）カリフォルニア州の裁判所が被告に対して拘束力のある判決を下したことがデュー・プロセス条項に反しないことは明らかである。デュー・プロセス条項上は、訴訟が当該州と実質的に関連ある契約に基づいていることで十分である。契約はカリフォルニア州で締結され、保険料が同州内から送金され、被保険者は死亡当時、同州の州民であった。保険者が保険金の支払いを拒んだ時に州民に実効性のある救済手段を提供することについてカリフォルニア州が明白に利益を有していることは否定できない。州民に保険会社の支払義務を履行させために遠くの州に行くことを強いることは厳しい不利益を与えることとなる。

（説明）被告又はその被承継人は、本件契約以外にカリフォルニア州民との間で保険契約を締結したことはなく、同州内に事務所を有していなかった。それにもかかわらず、本判決は、保険金請求事件についてカリフォルニア州裁判所のテキサス州法人に対する裁判権を肯定した。〔5〕インターナショナル・シュー事件判決の法理を最大限適用した事例といえる。

〔8〕 ハンスン事件 (1958)*³³

（事実関係）ペンシルヴェニア州民であったドナーは、1935年にデラウェア州で証券類を信託財産とする信託契約を締結し、信託財産から生ずる収益を

同女の老後の資金とするほか、その余を同女が後に指定する者に支払うべきものとした。ドナーは1944年にフロリダ州に移住し、1952年に死亡するまで同州に住んだが、その間、1949年に遺言書を作成し、同時に上記信託契約に基づき、ドナーの娘ハンスンの子ら2名を25歳になった後、各20万ドルの受給権者とする旨指定した。ドナーの死後、遺言書はフロリダ州の裁判所で検認された。その遺言書によると同女の残余財産はドナーの別の娘デンクラとステュワートが受け取るべきものとされていた。

デンクラらは、ハンスンの子らを各20万ドルの受給権者とする上記指定は無効であって、これらの権利は遺言書の残余財産条項により、デンクラらに帰属すると主張し、遺言執行者のハンスン及び受益者らを被告としてフロリダ州の裁判所に確認訴訟を提起した。信託会社や他の利害関係人ら州外の被告には訴状の正式な送達がなく、普通郵便でその写しが送られ、同州法に基づき、州内で公示が行われたただけであった。同裁判所は、州外の被告らに対する訴えについて裁判権がないことを理由に却下したが、ハンスンらに対する関係で信託財産の内40万ドルについて同女の子らを受給権者とした指定は同州法による遺言の要件を欠き、無効であると判断し、デンクラらの請求を認容した。

フロリダ州裁判所の判決に先立ち、ハンソンは上記受給権指定は有効であると主張し、デンクラらを被告としてデラウェア州の裁判所に信託財産の帰属確認訴訟を提起した。同裁判所は上記受給権者の指定は同州法により適法であると判断し、ハンソンの請求を認容した。

上記フロリダ州の第一審判決に対するハンスンらの同州最高裁への上告は棄却された*³⁴。他方、上記デラウェア州の第一審判決に対するデンクラらの州最高裁への上告も棄却された。合衆国最高裁は双方の上告受理申立てを容れ*³⁵、以下の判旨により、デラウェア州最高裁判決を維持し、フロリダ州最高裁判決を破棄し、差し戻す判決（ウォレン長官執筆。ブラック判事の反対意見にバートン、ブレナン両判事が同調。ダグラス判事の個別反対意見がある）を下した。

（判旨）他州の裁判所で防御する負担がたとえ微少であっても、他州は、裁

*33 *Hanson v. Denckla*, 357 U.S. 235 (1958). 本判決について、小林・前掲書（注21）33頁参照。

*34 なお、原判決中、州外被告らに対する訴え却下の部分は破棄された。

*35 ただし、合衆国最高裁は、ハンソンの上告を上告受理申立てとして扱った。

判権を行使する前提条件として被告のその州との最小限の接触がない限り、その者に防御を強いることができない。本件ではかかる接触を見出すことができない。信託会社はフロリダ州に事務所がなく、同州で営業もしていないし、直接にも郵便でも誘引行為をしたことを示す記録がない。本件の訴訟原因は、法廷地〈フロリダ州〉内での行為や取引から生じたものではない。〈中略〉信託契約はデラウェア州で締結され、委託者はペンシルヴェイニア州民であった。〈中略〉委託者がフロリダ州で受給権者を指定したことで同州が本件訴訟の基礎となる契約と実質的に関連があることにはならない。本件の争点は、信託契約の有効性にあり、受給権者の指定についてではない。〈中略〉被告が意図的に法廷地内で活動する特権を利用し、それにより当該州の法による利益と保護を求めたことが肝要である。

（説明）本判決が州裁判所の州外被告に対する裁判権行使の前提として被告がその州と最小限の接触を有することを求めたのは、上記〔5〕インターナショナル・シュー事件判決に従ったものである。上記〔7〕マッギー事件が保険契約に関して他州裁判所の管轄権を肯定したのと対照的であるが、本判決は、両事案の違いを強調した（251頁以下）。

〔9〕シェイファー事件（1977）^{*36}

（事実関係）原告ハイトナーは、長距離バス会社として著名なグレイハウンド社（デラウェア州法人でアリゾナ州に主たる営業所がある）の株主であるが、同社が別件の反トラスト法訴訟で敗訴し、損害賠償を命じられたことについて同社の取締役であったシェイファーらに義務違反があったとしてデラウェア州の衡平法裁判所（Court of Chancery）に株主代表訴訟を提起した。被告らはデラウェア州民でなかったため、同州法に基づき、被告らの住所地宛の書留郵便と新聞紙上の公告により訴状の送達がされ、同時に被告らの所有する株式について出頭確保のための仮差押命令（sequestration order）^{*37}が発された。被告らは、同州裁判所の裁判管轄権を争う目的で限定的出廷（special appear-

*36 Shaffer v. Heitner, 433 U.S. 186 (1977). 本判決について、小林・前掲書(注21) 39頁以下参照。本判決の評釈として、坂本正光「Shaffer v. Heitner 433 U.S. 186, 97 S. Ct. 2569, 53 L. Ed. 2d 683, (1977) 物的裁判管轄権の拡張」藤倉皓一郎ほか編・英米判例百選第3版164頁以下（1996）がある。

ance) をし、被告らはデラウェア州と最小限の接触を有していないので同州裁判所の管轄権を認めることは連邦憲法のデュー・プロセス条項に違反すると主張した。デラウェア州裁判所は、本件訴訟は準対物訴訟であり、仮差押えの対象財産である株式は同州法により同州内に存在するとみなされることを理由に被告らの妨訴抗弁を却下する判断を下した。同州最高裁も同様の理由により被告らの上告を棄却した。合衆国最高裁は、以下の判旨により被告らの上告を認め、同州最高裁の判決を破棄する判決（マーシャル判事執筆。パウエル判事の補足意見，スティーヴンズ判事の意見，ブレナン判事の一部反対意見がある）を下した。

（判旨）デラウェア州の裁判所が本件で裁判権を認めたのは上告人（被告）らの財産が州法上同州にあるということのみを理由としている。しかしながら、当該財産は訴訟の客体ではないのみならず、その基礎となる訴訟原因でもない。上告人らによるグレイハウンドの株式保有は、それ故、州裁判所の上告人らに対する裁判管轄権を十分に裏付ける同州との接触を示すものではない。被上告人（原告）は、上告人らがデラウェア州法に基づき設立された会社の取締役等であることがインターナショナル・シュー事件判決にいう十分な接触を示すと主張する。〈中略〉〈しかし、〉デラウェア州法は裁判権の根拠を会社との信頼関係ではなく、むしろ州内における財産の存在に置いているのである。

（説明）本判決は、上記〔5〕インターナショナル・シュー事件で明らかとなった裁判権におけるデュー・プロセスの法理を準対物訴訟にまで拡張適用させた点で画期的であった。ただし、その射程がどこまで及ぶかの点について裁判官の意見が付されたものである。

〔10〕クルコ事件（1978）^{*38}

（事実関係）本件は、カリフォルニア州に居住する女性がニューヨーク州に居住する元夫を被告として子らの養育費の増額等を求め、カリフォルニア州の裁判所に提訴したが、被告が同州裁判所の裁判権を争った事案である。本件夫婦は1959年、夫の韓国への赴任途中カリフォルニア州に立ち寄り、結婚したが、夫の帰任後はニューヨーク州で婚姻生活を送り、1961年に娘、1962年

*37 被告らが出頭しないで請求が認容された場合、仮差押物件は換価されて代金が原告に交付される仕組みである。

に息子を得た。本件夫婦は1972年に別居し、妻はカリフォルニア州に移住した。別居に際し、夫が子らを養育すること、ただし、子らは夏休み等には母親の下で過ごし、夫はそのため妻に年3,000ドルの養育費を支払うことが合意された。妻はその直後、ハイティ国で夫との間の離婚判決を得た。1973年に娘は母親との同居を望み、父親の承諾を得てカリフォルニア州に移住した。1976年に息子は父親に無断で母親と暮らすためカリフォルニア州に移住した。その1か月後、元妻は元夫を被告としてカリフォルニア州第一審裁判所にハイティでの離婚判決の承認と養育費の増額支払い等を求める訴えを提起した。被告は、同州裁判所の裁判権を争い、訴えの却下を求めたが、否定された。被告の控裁への抗告^{*39}及び同州最高裁への特別抗告も棄却された。被告が合衆国最高裁に上訴したところ、合衆国最高裁はこれを裁量上訴の申立てとして受理したうえ、以下の判旨により同州最高裁の決定を破棄した（マーシャル判事執筆。ブレナン判事の反対意見があり、これにホワイト判事、パウエル判事が同調する）。

（判旨）本件における諸事情からするとカリフォルニア州が人的管轄権の行使を主張するのは明らかに不合理である。被告がカリフォルニア州内の財産や人に損害を加えたとの主張がない。本件で主張される訴訟原因は、被告の州際通商によるものではなく、むしろその個人的、家庭的関係により生ずるものである。〈中略〉当事者間に生じた紛争は、ニューヨーク州であった別居に端を発する。原告はニューヨーク州で協議し、締結のため同州に飛んで署名した〈離婚〉協定の変更を求めている。本件訴訟は、法廷地〈カリフォルニア州〉とは実質的に関係なく締結された協定を問題としている。

* 38 *Kulko v. Superior Court of California*, 436 U.S. 84 (1978). 本判決について、小林・前掲書（注21）44頁参照。本判決の評釈として、松井茂記「*Kulko v. Superior Court of California*, 436 U.S. 84, 98 S. Ct. 1690 (1978) — ニュー・ヨーク州の住民やその子女をカリフォルニア州のその子の母のもとに送ったという単なる行為に基づきカリフォルニア州がニュー・ヨーク州の住民に対して人的管轄権を行使することは第14修正のデュー・プロセス条項に違反する」[1980-2] アメリカ法537頁以下がある。

* 39 この抗告は、第一審裁判所を相手方として訴えの却下の義務付けを求める形式（petition for a writ of mandate）が採られた。当事者名に裁判所が掲げられたのはそのためである。

(説明) 本件人事訴訟でも〔5〕インターナショナル・シュー事件判決を踏まえ、被告と法廷地との間の最小限の接触の有無が問われ、その結果、否定的結論となった。3名の反対意見があるとおりの、微妙な事案であったといえよう。なお、本判決は、養育費に関する統一共助法^{*40}の採用により原告が居住地にいながら他州に住む配偶者に対する請求を容易にできる共助システムを紹介している。

〔11〕ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件 (1980)^{*41}

(事実関係) ニューヨーク州民のロビンソン夫妻 (原告) は、同州の自動車小売会社シーウェイ (被告) からドイツ製自動車 (アウディ) を買い、アリゾナ州に引っ越すため同車で移動中、オクラホマ州内で他車に追突され、アウディが炎上した。原告夫妻は、アウディの燃料タンク等の欠陥により火災事故となったと主張し、オクラホマ州州地裁に製造業者のドイツ・アウディ、輸入元のアメリカ・フォルクスワーゲンのほか、卸業者のワールドワイド・フォルクスワーゲン (ニューヨーク州法人) と上記シーウェイを被告として損害賠償を求める訴えを提起した。被告ら (アウディを除く) はオクラホマ州裁判所の裁判権を争い、訴えの却下を求めたが否定された。被告ワールドワイド・フォルクスワーゲン及び同シーウェイは、同州最高裁に地裁ウッドスン判事の管轄権行使の差止めを申し立てた^{*42}。同州最高裁は両被告の申立てを却下した。合衆国最高裁は両原告の裁量上訴を受理したうえ、以下の判旨によりオクラホマ州最高裁の決定を破棄した (ホワイット判事執筆。ブレナン判事、マーシャル判事、ブラックマン判事の各反対意見がある)。

(判旨) デュー・プロセス条項は、州 (裁判所) が接触、結び付き又は関係のない個人又は法人に対して对人的に (*in personam*) 拘束力ある判決を下し得ることを想定していない。たとえ、被告が他州の裁判所で裁判することを強いられたことによる不便が少ないか、存在しないとしても、たとえ、法廷地の州

*40 Revised Uniform Reciprocal Enforcement of Support Act of 1968.

*41 World-wide Volkswagen Corp. v. Woodson, 444 U.S. 286 (1980). 本判決について、小林・前掲書 (注21) 44頁以下参照。

*42 本件の当事者名にウッドスン判事の名があるのはこの不服申立て方法がとられたためである。

が州法を当該係争に適用することに強い利益を有していても、たとえ、法廷地の州が裁判に最も便宜的な場所であっても、デュー・プロセス条項は、連邦主義の手段として、州から有効な判決を下す権限を奪うことが時々ある。

これらの原則を本件に当てはめて見ると、本件記録には州裁判所の裁判権行使に必要な前提となる連結状況を見出すことができない。上告人らはオクラホマ州内で何らの活動もしていない。彼らは同州で商取引も役務もしていない。彼らはオクラホマ州法による特権や利益を行使していない。彼らは販売員や同州に届くように意図された広告によって同州で事業をしていない。本件記録には、彼らが卸売り又は小売りにより定期的に車を州民に売っているとか、他社を通じて間接的にオクラホマ市場に供給し、又は供給を企図していることを示すものはない。要するに、本件の裁判権は、一つの特異な出来事とそれから引き出された推論、ニューヨークでニューヨーク市民に売られた一台のオーディがオクラホマ州を通過中に事故が発生したという偶然的な事情にのみ根拠を置こうとしたものである。

(説明) 本件は、製造物責任訴訟において事故の発生地というだけでは〔5〕インターナショナル・シユー事件判決にいう最小限の接触がないとされた事例である。法廷意見は、自動車が他州で事故となる予見可能性があることは裁判権の有無の判断基準にならないとした。これに対し、反対意見は自動車の可動性又は交通網の発達を根拠として州裁判所の裁判権を制限することに反対するものである。

〔12〕 ラッシュ事件 (1980)*⁴³

(事実関係) インディアナ州民であった原告サヴチュクは同州民である被告ラッシュの運転する車に同乗していたところ、同州内で単独事故が発生し、負傷した。原告は、ミネソウタ州に移住した後、同州裁判所に損害賠償の訴えを提起すると共に被告のステイト・ファーム保険会社に対する保険金請求権を仮差押えし、州法に基づき、この保険会社を同訴訟に参加させた。同社は、イリノイ州で設立された法人であるが、ミネソウタ州でも事業を展開していた。被

*43 Rush v. Savchuk, 444 U.S. 320, (1980). 本判決について、小林・前掲書(注21) 41頁以下参照。

告らは、同州裁判所の裁判権を争い、訴えの却下を申し立てたが、容れられなかった。同州最高裁が原審の判断を維持したので、被告らは合衆国最高裁に上告したところ、合衆国最高裁は、メモランダム判決により、上記〔9〕シェイファー事件合衆国最高裁判決の判断に沿って再審査するよう指示し、事件をミネソタ州最高裁に差し戻した^{*44}。しかし、同州最高裁が再度、同州裁判所の裁判権を肯定したため、被告らは再び合衆国最高裁に上告した。合衆国最高裁は、以下の判旨によりミネソタ州最高裁の決定を破棄した（マーシャル判事執筆。ブレナン判事、スティーヴンズ判事の各反対意見がある^{*45}）。

（判旨）〈被告〉ラッシュがミネソタ州とは何らの接触もないこと、本訴訟の対象である自動車事故がインディアナ州で発生し、ミネソタ州とは何の関係もないことは争いが無い。ラッシュ、ミネソタ州と本件訴訟を結び付ける唯一の事情は、ラッシュの保険会社がこの州で営業していることだけである。

〈中略〉〈参加人〉ステイト・ファームが同州で営業することを決めたのはラッシュに関する限り、全く偶然のものである。ラッシュはこの決定に支配力を及ぼしたのではないばかりか、インディアナ州で保険に加入したことにより潜在的に将来原告となる者が引越しをするどの州でも訴訟に応じさせられることを予期していたということはあるにすぎない。要するに、単に〈被告〉の保険会社が法廷地で営業していたというだけでその地の裁判所が裁判権を行使することが公平で、正しく、合理的であるように被告が法廷地に関係する意図的な活動に従事していたということではできない。

（説明）本判決は、〔11〕ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件判決と同日に言い渡された。合衆国最高裁の両判決とも州裁判所の裁判権を否定するものであるが、本件は、債権者が州外の債務者の有する州内で営業する第三債務者に対する保険金債権を仮差押えすることによりその州の裁判所に裁判権が生ずるかというⅡ型準対物訴訟に関し、否定的判断を示したものとして意義がある。

*44 Rush v. Savchuk, 433 U.S. 902 (1977).

*45 ブレナン判事の反対意見は、上記〔11〕のワールドワイド・フォルクスワーゲン事件の合衆国最高裁判決中に併記されるという異例の方式が採られた。このため、本判決文を見ただけではブレナン判事の反対意見の所在が分かりにくい。

〔13〕 アイルランド保険会社事件（1982）^{*46}

（事実関係）原告ギニア・ボーキサイト社はギニア共和国でボーキサイトを採掘するデラウェア州法人であり、いずれも外国法人である被告アイルランド保険会社ら21社との間で1,000万ドルを超える損害について上積み保険（excess insurance）契約を締結していた。原告は、事業上、1,000万ドルを超える損害が発生したと主張し、連邦のペンシルヴェイニア州西部地区地裁に保険金請求訴訟を提起した^{*47}。原告は外国保険会社に対する裁判権の存在根拠事実を示す証拠についてディスカヴァリーを申し立て、被告らが提出命令に応じなかったため、連邦民訴規則37条(b)(2)(A)を適用し、同裁判所の管轄原因事実が証明されたものとみなし、被告らの妨訴抗弁を却下し、被告らの英国における訴訟追行の差止請求を認めた。控裁は、原審の裁判権に関する判断を是認した^{*48}。被告らの内14社が合衆国最高裁に裁量上訴を申し立てたところ、合衆国最高裁は受理し、以下の判旨により控裁の判断を是認した（ホワイト判事執筆。パウウェル判事の意見がある）。

（判旨）法的権利の発現がある種の手続規則に服することはしばしばある。これらの規則に従わないと権利が制約を受ける結果となり得る。かくて人的管轄権について時宜良く異議を言わないと〈連邦民訴〉規則12条(h)(1)により異議権を喪失することになる。人的管轄権の認定に関する規則37条(b)(2)(A)に基づく制裁も全く同様の効果をもたらすものである。一般論として、人的管轄権の認定に関する規則37条の制裁は、規則12条の異議権喪失とデュープロセスの問題において何ら異なるものではない。

（説明）本件は、裁判権固有の問題を提示したのではなく、ディスカヴァリー違反の制裁として証明されたとみなす対象に裁判権の根拠となる事実を含むとした点に特色がある。裁判権が認定されて初めてディスカヴァリーの制裁が可能になるのではないかとする被告らの主張が排斥された。パウウェル判事の意見は、裁判権の存在について一応の証明（prima facie showing）があったとするものである。

*46 Insurance Corp. of Ireland. v. Compagnie Des Bauxites De Guinee, 456 U.S. 694 (1982). 本判決について、小林・前掲書（注21）58頁以下参照。

*47 国内の保険会社1社との間で1,000万ドルの下積み保険も掛けられ、当該保険会社も共同被告とされた。

*48 英国での訴訟追行の差止請求に関する経緯の説明は省略する。

〔14〕 キートン事件 (1984)*⁴⁹

(事実関係) ニューヨーク州民の原告キートンは、オハイオ州法人の被告に対し、被告の発行する全国的雑誌の記事によって名誉を毀損されたと主張し、連邦のニューハンプシャー地裁に損害賠償の訴えを提起した(同地裁が選ばれたのは、実体法とされる同州の出訴期限法が長期であるため)。同地裁は、本件訴えについて人的管轄権を認めるのはデュープロセス条項に違反するとして訴えを却下し、控訴審も原判決を維持した。原告が合衆国最高裁に上告したところ、合衆国最高裁は、以下の判旨により控訴審判決を破棄して事件を差し戻す判決(レンクウィスト判事執筆。プレナン判事の意見がある)を下した。

(判旨) 被上告人(被告)が法廷地(ニューハンプシャー州)で雑誌を頒布したことはその雑誌の記事に基づく名誉毀損訴訟の裁判管轄を基礎付けるものとして十分である。このことは、たとえ、ニューハンプシャー州の裁判所、本件第一審が名誉毀損が全国的に行われたことによる損害の賠償をニューハンプシャー州で求めることを可能とする「単一頒布ルール」(single publication rule)を適用するであろうとしても変わらない。〈中略〉ニューハンプシャー州の出訴期限法を全国的な局面で適用することが不公平である可能性は当該訴訟の裁判管轄権と何ら関係がない。そこで問題となるのは、人的管轄権ではなく、〈実体〉法の適用である。〈中略〉被告は、ニューハンプシャー州市場に進出することを選び、同州の法を知り得たのであり、もし、読者、販売店、協力者に対する訴えがあれば、疑いなく同州の法の恩恵を求めたであろう。

(説明) 本判決は、名誉を毀損する記事を掲載した全国的な雑誌が頒布された一つの州にある連邦裁判所に人的管轄権を認めたものである。本件では、雑誌の同州でのシェアが少なく、適用される州の実体法が他州と比べて原告に有利であることから裁判権を否定すべきかどうかの問題とされたが、本判決は、実体法上の問題と裁判権という手続法上の問題を切り離して考えるべきであることを指摘した*⁵⁰。

*49 Keeton v. Hustler Magazine, Inc., 465 U.S. 770 (1984).

*50 アメリカ法における実体法と訴訟法の識別基準について、太田幸夫「アメリカ法における近時の実体・手続識別論」比較法文化20号77頁以下(2012)参照。

[15] コールダー事件 (1984) *51

(事実関係) エンタテイナーでキャリフォルニア州民である原告は、フロリダ州民である被告らの執筆・編集する全国的雑誌により名誉を毀損されたと主張し、キャリフォルニア州の裁判所に損害賠償の訴えを提起した。被告らが同州裁判所の裁判権を争ったところ、第一審裁判所は、本件訴えについて裁判権を認めると連邦憲法第1修正(言論の自由)に反するとして訴えを却下した。同州の控訴審は、原告の控訴を容れ、第1修正と裁判権は無関係であることを理由に原判決を取り消した。被告らが合衆国最高裁に上告したところ、合衆国最高裁はこれを上告受理申立てとして受理し、以下の判旨により控訴審判決を維持する判決(レンクウィスト判事執筆)を下した。

(判旨) 名誉毀損と主張される記事はキャリフォルニア州民の同州での活動を扱ったものである。同記事は、テレビ活動歴の多くが同州にあったエンタテイナーの専門性に疑いを投げかけた。記事の取材源は同州であり、名誉毀損による2種類の被害、すなわち、精神的苦痛及び職業人としての評判の毀損はいずれも同州で発生した。要するに、キャリフォルニア州が記事と受けた損害の中心的な場所である。従って、上告人(被告)らに対する裁判権は、フロリダ州内での行為によってキャリフォルニア州で発生した結果から同州にあるとするのが適切である。(中略) キャリフォルニア州で被害を受けた者は、フロリダ州に留まり、故意によりキャリフォルニア州で被害を発生させた者から救済を求めるためにフロリダ州に赴く必要はない。

(説明) 本判決は、[14] キートン事件合衆国最高裁判決と同日、言い渡されたもので、名誉毀損による損害賠償請求訴訟の裁判権が被害発生の州にもあるとした点で共通する。

[16] ヘリコプテロス・ナシオナレス事件 (1984) *52

(事実関係) コロンビア国法人である被告ヘリコプテロス・ナシオナレス(略称「ヘリコル」)の所有するヘリコプターがペルーで事故を起こし、これに乗っていたアメリカ人4人が死亡し、負傷者も出た。同人らはペルーの共同企業体

*51 Calder v. Jones, 465 U.S. 783 (1984).

*52 Helicopteros Nacionales De Columbia, S.A. v. Hall, 466 U.S. 408 (1984).

でテキサス州ヒューストンに本部があるコンソルシオに雇われていた者であるが、いずれもテキサス州民ではない。原告らは被告に対する損害賠償請求の訴えをテキサス州の裁判所に提起した。被告は同州裁判所の裁判権を争った。第一審は裁判権を認め、陪審による事実認定に基づき、原告らの請求を認容した。控訴審は同州裁判所の裁判権を否定した。同州最高裁は、一旦、上告を棄却した後、再審理して結論を逆転させ、控訴審判決を破棄した。被告が合衆国最高裁に上告したところ、合衆国最高裁は以下の判旨によりテキサス州最高裁判決を破棄する判決（ブラックマン判事執筆。ブレナン判事の反対意見がある）を下した。

（判旨）〈上告人〉ヘリコルの社長がコンソルシオと輸送役務契約について商談する目的で一回ヒューストンに赴いたことをもって〈テキサス州との間に〉継続的かつ組織的な性質を有する接触があったとし、あるいはそう見なしてテキサス州裁判所のヘリコルに対する人的管轄権を認めることはできない。同様にヘリコルがコンソルシオからテキサス州の銀行を支払人とする小切手を受け取ったこともヘリコルがテキサス州と十分な接触があったかどうかを決める上で殆ど意味を有しない。〈中略〉テキサス州最高裁は、〈同州裁判所の〉裁判権を裏付ける接触を認定するのに〈ヘリコプター等の〉調達及びこれに関連する訓練旅行に焦点を当てたが、私達はそのような見解に賛同しない。

（説明）本件では、一般的管轄権が争われたものとして、合衆国最高裁が上記の事情の下で否定的判断を下したものである。しかし、ブレナン判事の反対意見は、訴訟原因とテキサス州の関連から裁判権を肯定し、特別管轄権を認めようとするものであり、弁論で争点が十分に整理されたかどうか疑問が残る事案である。

[17] バーガーキング事件 (1985) *53

（事実関係）ミシガン州民である被告ラズウィッツほか1名は、フロリダ法人で全国的にレストラン・チェーンを展開する原告バーガーキングとの間でフランチャイズ契約を締結した。ミシガン州ドレイトン・プレインズでの営業は開店当初、順調だったが、次第に悪化し、フランチャイズ料の支払が滞ったた

*53 Burger King Corp. v. Rudzewicz, 471 U.S. 462 (1985).

め契約が解除された。しかし、被告らが原告の商標を使用して営業を続けたため、原告は被告らに対し、差し止めと損害賠償を求める訴えを連邦のフロリダ南部地区地裁に提起した。被告らは同地裁の人的管轄権を争った。同地裁は、人的管轄権を肯定し、原告の請求を認容した。被告ラズウィッツのみが控訴したところ、控裁は、本件で人的管轄権を認めるのはデュー・プロセスに反するとして原判決を取り消した。原告は合衆国最高裁に上告したが、この上告は上告受理申立てとして扱われて受理され、合衆国最高裁は、以下の判旨により控裁判決を破棄し、差し戻す判決（ブレナン判事執筆。スティーヴンズ判事の反対意見があり、これにホワイ特判事が同調する）を下した。

（判旨）本件フランチャイズ紛争は、〈フロリダ〉州との実質的関連性を有する契約から生じたものである。被告は、地方で独立して営業する途を避け、意図的にミシガン州を超え、フロリダの会社から長期のフランチャイズ権を得て全国的組織から多様な利益を得るために交渉した。〈中略〉被告が契約で定められたマイアミでの支払を拒絶し、契約解除後も原告の商標や秘密情報を使用し続けていることはフロリダの会社に予見可能な損害を負わせている。これらの理由により被告を同州に呼び出して、かかる損害について説明させるのが合理的であると思われる。〈中略〉被告は原告のマイアミ本部と実質的かつ継続的な関係を築き、フロリダでの訴訟に服させられることがあることを契約書面や交渉過程で公平に予告され、フロリダでの人的管轄権行使が基本的に不公平であることを証明することができなかつたのであるから、第一審が州のロングアーム法に基づいて管轄権を行使したのはデュー・プロセスに反するものではない。

（説明）本判決は、他州に所在する裁判所の人的管轄権行使がデュー・プロセスに反するかどうかを決める上で検討すべき他州との最小限の接触が必ずしも物理的なものではなくても良いことを示した。反対意見は、フランチャイザーは全国的組織であってもフランチャイズ契約により設けられる店舗は近隣社会に向けられた地方的なもので、遠方での訴訟を想定していないとする。

[18] アサヒ・メタル事件 (1987)*⁵⁴

（事実関係）原告ザーカーは、日本製（ホンダ）自動二輪車をカリフォルニア州内で運転中、トラクターと衝突して重傷を負い、同乗していた妻を失っ

た。原告は、事故の原因が自動二輪車のタイヤの欠陥によると主張し、台湾法人のタイヤメーカーであるチェンシン（正進）を被告としてカリフォルニア州の第一審裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。被告は、事故の原因は、タイヤチューブのバルブにあったとしてメーカーである日本法人のアサヒ・メタル（旭金属工業株式会社）を被告として求償を求める交差請求（cross-claim）の訴えを提起した。本訴は、和解により終了したが、交差請求のみが残り、アサヒ・メタルは、この交差請求が連邦憲法第14修正のデュープロセス条項に反すると主張して同裁判所の裁判権を争い、訴えの却下を求めた。第一審は、交差請求の裁判権を肯定し、交差被告の妨訴抗弁を却下した。交差被告は、この決定について抗告審に不服を申し立てた（第一審裁判所に交差請求の訴えの却下を義務付ける令状の発布を求める形式による^{*55}）。抗告審は、交差被告の求める令状を発布したが、交差原告（本訴被告）が同州最高裁に再抗告したところ、同州最高裁は、第一審の判断を正当として抗告審の決定を破棄した。交差被告が合衆国最高裁に特別抗告を申し立てたところ、同最高裁は、以下の判旨により原決定を破棄し、差し戻す判断（オコナー判事が執筆し、その一部にレンクウィスト長官ほか他の判事らがそれぞれ部分的に同調する。そのほか、ブレナン判事の意見にホワイト、マーシャル、ブラックマン各判事が同調し、スティーヴンズ判事の意見にホワイト、ブラックマン各判事が同調する）を下した。

（判旨）被告と法廷地州との間の最小限の接触を認定するために必要である実質的な関係は、被告が当該法廷地に意図的に向ける行為によって生じたものでなければならない。製品を商流に乗せたというだけでは被告が意図的に法廷地に向ける行為をしたということにはならない。〈中略〉被告が商流により製品が法廷地に流れ込むことを認識していたからといって製品を商流に乗せた行為を法廷地に向ける行為とすることはできない。仮にアサヒにおいてチェンシンに売ったバルブがカリフォルニア州で売られるタイヤチューブに取り付けられることを知っていたことが証明されたとしても、アサヒが意図的に法廷地州を意図的に利用する行為が証明されたことにはならない^{*56}。

*54 Asahi Metal Industry Co. V. Superior Court, 480 U.S. 102 (1987).

*55 本件の相手方名が第一審裁判所であることはこのためである。

*56 判旨のこの部分（II A）は、オコナー判事の意見にレンクウィスト長官、パウエル、スカリア各判事が同調するだけで、法廷意見とはならない。

最小限の接触が認定された場合、法廷地外の被告に重い負担がかかっても原告と裁判権を行使する法廷地の利益の優越が正当視されることがよくある。しかしながら本件では、原告と法廷地が裁判権を主張する利益は少ない。台湾法人チェンシンのアサヒに対する求償訴訟が残ったに過ぎない。求償請求の根拠となる取引は台湾で行われ、アサヒの製品は日本から台湾に向けて船積みされた。チェンシンはアサヒに対する訴えを台湾又は日本でなく、カリフォルニアで起こす方がより便利であることを証明していない^{*57}。

(説明) 本件では合衆国最高裁の判事全員がカリフォルニア州の裁判権を否定する結論で一致したが、理由については、法廷地の裁判権を認めるためには、製品を法廷地への通商の流れに乗せるだけで十分であるとするブレナン判事ら4名とそれに加えて被告が法廷地に意図的に向ける行為が必要であるとするオコナー判事ら4名とに分裂した。いずれにしても、台湾法人と日本法人の争いについてカリフォルニア州で裁判する利益が否定されたもので、その結論の妥当性に疑問はないと思われる。

[19] バーナム事件 (1990)^{*58}

(事実関係) バーナム夫妻は1976年にウェスト・ヴァージニア州で結婚し、その後、ニュージャージー州に移り、二人の子をもうけた。1987年に夫妻は別れ、妻がカリフォルニア州に移って子らを養育すること、妻から回復し難い不一致を理由に離婚訴訟を提起することで合意した。夫は同年、ニュージャージー州の裁判所に遺棄を理由とする離婚訴訟を提起したが、訴状の送達に至らなかった。他方、妻は1988年にカリフォルニア州の裁判所に離婚訴訟を提起した。夫は商用でカリフォルニア州に行き、ついでに妻と同居する子らに会った際、訴状と呼出状が送達された。被告(夫)はカリフォルニア州に短期滞在しただけで同州の裁判所に裁判権を認めるのは連邦憲法のデュー・プロセス条項に反するとして訴えの却下を求めたが否定された。被告は控裁に対し、第一審裁判所の裁判権の行使を禁止する令状の発布を求めたが、否定された^{*59}。

*57 判旨のこの部分(II B)は、オコナー判事の意見にスカリア判事以外の各判事が同調する。

*58 *Burnham v. Superior Court of California*, 495 U.S. 604 (1990).

*59 本件の相手方名が第一審裁判所であるのはこのためである。

被告は、合衆国最高裁に裁量上訴を申し立てたところ受理された。合衆国最高裁は、以下の判旨により原決定を維持する判断（スカリア判事が執筆し、レンクウィスト長官及びケネディー判事が同調する。そのほか、ホワイット判事がその一部に同調し、結論に賛成する意見、ブレナン判事が結論に賛成する意見を述べ、これにマーシャル、ブラックマン、オコナー各判事が同調し、ステイヴンズ判事が結論に賛成する意見を述べる）を下した。

（判旨）物理的に（法廷地に）滞在することだけで裁判権を認めるのはデュー・プロセスに適うものである。何となれば、それがフェア・プレイ及び実質的正義という伝統的概念によってデュー・プロセスを規定するわが法システムの継続的な伝統の一つであるからである。

（説明）本件においても合衆国最高裁の判事全員の結論は一致したが、理由において法廷意見となるものはなかった。スカリア判事の意見は、15世紀以降の英米法について詳述する。ブレナン判事の意見は、単に法廷地に滞在したというだけで裁判権を認めるのではなく、それが公平かどうかを審査すべきであるとし、本件では被告が任意に法廷地に滞在している間に送達を受けたことから裁判権を肯定できるとした。

V 日本法との対比

アメリカ合衆国は50州等から成る連邦制を採っており、州も一定の範囲で主権（sovereignty）を有している。そのため、同国の涉外民事訴訟法は州際裁判権と国際裁判権に分かれて検討する必要があるが、両者には共通点が多い。他方、わが国は単一国家であるため、涉外民事訴訟法では専ら国際裁判権の問題を扱う。以下、わが国における国際裁判権に関する最高裁判例の概観を中心としてアメリカ法と日本法とを対比して見ることにする^{*60}。

1 わが国の最高裁判例の推移

①最大判昭39. 3. 25民集18巻3号486頁、判タ161号80頁、判時366号11頁^{*61}

わが国に在住する元日本人妻からわが国に最後の住所を有しない韓国人夫に

*60 国際裁判権（財産権上の訴えに関するもの）に関するわが国の裁判例（下級審を含む）については、佐藤達文・小林康彦編・前掲（注1）224頁以下参照。

対する離婚請求事件についてわが国の裁判権を肯定した。本判決は、わが国の裁判権を認めるためには、被告の住所がわが国にある場合を原則とするが、原告が遺棄されたか、被告が行方不明である場合にはわが国で離婚の訴えを提起できるとした。

②最一小判昭39. 4. 9家月16巻8号190頁^{*62}

わが国に在住するアメリカ人夫からアメリカに在住するアメリカ人妻に対する離婚請求事件についてわが国の裁判権を否定した。本判決は、上記①最大判を引用し、離婚原因として遺棄、行方不明その他これに準ずる場合でないことを裁判権否定の理由とした。

③最三小判昭50. 11. 28民集29巻10号1554頁，判タ330号261頁，判時799号13頁^{*63}（チサダネ号事件）

日本の海上火災保険会社からオランダ法人に対する損害賠償代位請求事件についてオランダの裁判所に専属的合意管轄権があることを理由にわが国の裁判権を否定した。

④最三小判昭56. 10. 16民集35巻7号1224頁，判タ452号77頁，判時1020号9頁^{*64}（マレーシア航空事件）

日本人からマレーシア法人に対する航空機墜落による損害賠償請求事件について被告がわが国に営業所を有することを理由にわが国の裁判権を肯定した。本判決は、裁判権の及ぶ範囲は主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合、日本の裁判権が及ばないのが原則であること、しかしながら、被告がわが国と何らかの法的関連を有する事件については、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合があり、この例外的扱いの範囲については、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であること、わが民法の国内

*61 評釈等として、昭39最判解説（民）81頁以下（栗山忍）、早田芳郎・涉外判例百選（第2版）188頁以下、岡野祐子・国際私法判例百選（第2版）208頁以下がある。

*62 評釈として、田村精一・涉外判例百選190頁以下がある。

*63 評釈等として、友納治夫・昭50最判解説（民）524頁以下、高橋宏司・国際私法判例百選（第2版）200頁以下がある。

*64 評釈等として、塩崎勤・昭56最判解説（民）592頁以下、高桑昭・涉外判例百選（第2版）196頁以下、山本克己・国際私法判例百選（第2版）178頁以下がある。

土地管轄の規定する裁判籍がわが国内にあるときは、被告をわが国の裁判権に服させるのが相当であることを述べた。本判決は、わが国の国際裁判権に関するリーディングケースと目すべきものである。

⑤ 最一小判平8. 6. 24民集50巻7号1451頁, 判タ920号141頁, 判時1578号56頁^{*65}

日本に在住する日本人夫からドイツに在住するドイツ人妻に対する離婚及び親権者指定訴訟についてわが国の裁判権を肯定した。本件では、ドイツで妻が離婚及び親権者指定訴訟を提起し、公示送達により請求認容判決が下されていた。本判決は、ドイツの離婚判決がわが国では承認要件（当時の民訴法200条2号、現行民訴法118条2号）を欠いて無効であり、夫がドイツで離婚等の訴えを提起しても不合法とされる可能性が高いことを理由に例外的にわが国の裁判権を肯定すべきであるとした。

⑥ 最三小判平9. 11. 11民集51巻10号4055頁, 判タ960号102頁, 判時1626号74頁^{*66}（ファミリー事件）

日本法人からドイツに在住する日本人に対するドイツで締結された業務委託契約に基づく金銭請求事件についてわが国の裁判権を例外的に否定した。本判決は、「我が国の裁判所において本件訴訟に応訴することを被上告人に強いることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するものというべきであり、本件契約の効力についての準拠法が日本法であるか否かにかかわらず、本件については、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるというべきである。」と述べた。

⑦ 最三小判平10. 4. 28民集52巻3号853頁, 判タ973号95頁, 判時1639号19頁^{*67}（香港訴訟費用事件）

香港に在住するインド人（本訴被告）から日本に在住するインド人（本訴原告）に対する香港高等法院の訴訟費用負担命令の執行判決請求事件について、

*65 評釈等として、山下郁夫・平8最判解説（民）（上）458頁以下、櫻田嘉章・国際私法判例百選（第2版）210頁以下、小野寺規夫・平8主判解314頁以下がある。

*66 評釈等として、考橋宏・平9最判解説（民）（下）1320頁以下、中野俊一郎・国際私法判例百選（第2版）180頁以下がある。

*67 評釈等として、川邊義典・平10最判解説（民）（上）497頁以下、多田望・国際私法判例百選（第2版）218頁以下がある。

その前提である本案事件4件に関する香港の裁判所の裁判権（間接的一般管轄権）を住所地，併合裁判籍，義務履行地が香港にあることを理由に肯定した。

⑧最二小判平13. 6. 8民集55巻4号727頁，判タ1066号206頁，判時1756号55頁^{*68}（ウルトラマン事件）

日本法人からタイ人に対する映画著作権侵害を理由とする損害賠償，著作権確認等請求事件についてわが国の裁判権を肯定した。本判決は，不法行為地としてわが国の国際裁判管轄を肯定するためには，原則として，被告がわが国でした行為により原告の法益に損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りるとし，映画著作権確認請求については，請求の目的物がわが国に存在するとして財産所在地を裁判権の根拠とする。

2 学説及び民法改正

わが国においては，これまで国際裁判権に関する明文の一般的規定がなく，上記のような判例が存在するに過ぎなかった^{*69}。学説は大まかに言えば，国内管轄から国際管轄を推知すべきであるとする逆推知説と当事者間の公平，裁判の適正・迅速という理念により管轄配分を条理として定立させるべきであるとする管轄配分説に分類される^{*70}。

平成23年の民法改正により同法第二章第一節に「日本の裁判所の管轄権」を加え，財産権上の請求訴訟に限ってであるが，国際裁判権に関する一般的規定が設けられた。同節は11か条から成り，上記の判例を踏まえた規定を整備し，消費者や労働者の権利保護に配慮した規定を置くなどした。これにより裁判権に関するルールが明文化され，その存否に関して予測可能性を高めるものである^{*71}。もっとも，同法3条の9は，日本の裁判権が通常では認められる場合で

*68 評釈等として，高部眞規子・平13. 6. 8民集55巻4号727頁以下，高橋宏志・国際私法判例百選（第2版）190頁以下，花村良一・平13主判解228頁以下がある。

*69 もっとも，個別法中の国際裁判管轄規定として，例えば，法の適用に関する通則法5条・6条，破産法4条等がある。佐藤達文・小林康彦編・前掲（注1）20頁参照。

*70 本間靖規ほか・国際民事手続法（第2版）40頁（2012），高橋宏志「国際裁判管轄—財産関係事件を中心として—」澤木敬郎ほか編・国際民事訴訟の理論36頁以下（1987）参照。

あっても、「事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別な事情があると認められるとき」、訴えの全部又は一部を却下することができると定め、裁判権の基準として柔軟性があるといえる。

3 国際裁判権に関する日・米法の対比

国際裁判管轄に関する合衆国最高裁判例は、年月の積み重ねとその間の社会情勢（交通、通信手段の発展等）により変遷が見られる。他方、わが国の最高裁判例は比較的歴史が浅いため大きな変遷は見られない。

いずれにしても、裁判権の存否は国家権力の発動であるから主権の及ぶ範囲をどのような場合に拡張できるかという問題に尽きる。両国とも被告の住所地（domicile）を裁判権の基本とし、不法行為の場合、損害の発生地を一つの判断要素とする。日本の最高裁は、上記V 1 ⑧のウルトラマン事件でタイ人による不法行為（警告書送付）による損害がわが国で発生したことを理由にわが国の裁判権を肯定した。他方、合衆国最高裁は、上記IIのニカストロ事件では、損害が法廷地州で発生したのに、デュー・プロセス条項の関係で同州裁判所の裁判権を否定した（その理由について裁判官の意見は分裂している）。財産所在地（*situs*）を裁判権の根拠とする点は日米で共通する。例えば、上記V 1 ⑧のウルトラマン事件と上記IV [2] のアアント事件、[9] のシェイファー事件（但し、仮差押物件と本案事件の訴訟対象とが異なることから裁判権は否定された）などの対物訴訟（*action in rem*）とを対比されたい。

大陸法系の日本法と英米法に属するアメリカ法とは異なる点があるが、裁判権に関しては、主権が及ぶ範囲の問題の一つとして問題点が共通することが多く、アメリカ法下の判例がわが国でも参考になると思われる。それ以上に世界的な統一も模索されているところである^{*72}。

*71 立法目的等については、佐藤達文・小林康彦編・前掲（注1）1頁以下参照。

*72 佐藤達文・小林康彦・前掲（注1）8頁参照。

VI 結 語

合衆国最高裁判例の流れを見ると、法廷地の外に在住する者（法人を含む）に対して法廷地の裁判所が裁判権を行使するには、デュープロセスの要請として、被告と法廷地との間に最小限の接触があることを要するとした上記Ⅳ〔5〕のインターナショナル・シュー事件判決（1945）が今なお支配的であるといえる。しかしながら、上記Ⅳ〔18〕のアサヒ・メタル事件判決（1987）を執筆したオコナー判事ほか3名がこれに加えて被告が法廷地を意図的に利用する行為が存在したことを要するのか、それとも意見を付記したブレナン判事ほか3名が述べるように製品を法廷地への通商の流れに乗せる行為があれば十分なのかについては決着が付いていない。上記Ⅱのニカストロ事件判決（2011）でも執筆者であるケネディ判事ほか3名は、アサヒ・メタル事件判決のオコナー判事意見と同様、被告が法廷地を意図的に利用する行為が存在することを要するとしたが、別の理由により判決の結論に賛成するブライア判事ほか1名の意見とギンズバーグ判事ほか2名の反対意見があつて、この点に関する決着は付いていない（ギンズバーグ判事が最高裁判事4名による〈比較的〉「多数意見が法廷意見でないことに安堵している」（前記Ⅱ 4⑥）としたのは、当該部分に判例拘束力が認められないことを指摘するものである）。それにしても、ニカストロ事件判決は、合衆国の訴訟実務に大きな影響を及ぼすであろう^{*73}。また、上記Ⅲのブラウン事件判決（2011）は、裁判官全員一致の意見によるものであり、インターナショナル・シュー事件判決（上記Ⅳ〔5〕）の基準による裁判権否定事例を加えるものである。

わが国の裁判権法理は、判例を積み重ねた結果、平成23年の民訴法の改正として結実し、裁判権の存否に関する予測可能性が高まったといえる。しかしながら、同法の定める基準がかなり柔軟であるため、その適用をめぐる争いは続くであろう。さらに事例を積み重ねることにより基準が一層明確化されることが期待される。

裁判権は国家の主権行使の一態様であるから、その範囲に関して発生する問題点は日米、ひいては全世界に共通するところがあり、この問題に関する合衆

*73 See *The Supreme Court-Leading Cases*, 125 HARV. L. REV. 311, 320 (2011).

国最高裁判例は、州際裁判管轄に関するものを含め^{*74}、わが国でも参考になるところが多いと思われる。

*74 なお、ジョージア州が主権免除 (sovereign immunity) の対象となることにつき、最二判平21.10.16民集63巻8号1799頁、判タ1313号129頁、判時2064号152頁 (同判決の評釈等として、平21最判解説 (民) 716頁以下、井上泰人・平22主判解318頁以下がある) 参照 (同判決は、雇用関係確認等の訴えについて制限免除主義の観点から同州に対するわが国の裁判権を肯定した)。